山鹿市預かり保育の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年９月２９日

山鹿市長　早　田　順　一

山鹿市規則第３５号

山鹿市預かり保育の実施に関する規則の一部を改正する規則

山鹿市預かり保育の実施に関する規則（令和５年山鹿市規則第１９号）の一部を次のように改正する。

第３条中「第６５号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「同法」を「法」に改める。

第８条第２項中「次の各号のいずれか」を「法第３０条の４第２号又は第３号」に、「当該各号に定める額」を「子ども・子育て支援法施行規則（平成２６年内閣府令第４４号）第２８条の２０第２項に定めるところにより当該預かり保育を利用した日数に応じて算定した額」に改め、同項各号を削る。

附　則

この規則は、令和８年１０月１日から施行する。